大和市告示第１５２号

大和市シルバーハウジング運営要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和８年９月１６日

大和市長　古谷田　　力

大和市シルバーハウジング運営要綱の一部を改正する要綱

大和市シルバーハウジング運営要綱（平成１９年大和市告示第３０号）の一部を次のように改正する。

第２条第１号中「事業」の次に「をいう。」を加え、同条第２号中「市営住宅」の次に「をいう。」を加え、同条第３号中「行う者」の次に「をいう。」を加える。

第４条中「第７条第２項」を「第８条第２項」に改める。

第６条第１項中「第４条に」を「第４条の」に改め、同条第２項を削る。

附　則

この要綱は、公表の日から施行する。